

第8期 第26回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年9月11日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員 (16人)
4. 欠席委員 (3人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案審議 (4件)
 - 議案第84号 農地法第3条の許可申請について (3件)
 - 議案第85号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
7. 農業委員会事務局職員 (4人)

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中16名です。4番 ○○○○ 委員 7番 ○○○○○ 委員 10番 ○○○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○推進委員が傍聴されています。それでは会長お願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。先日は研修会ご苦勞様でした。本日はこの後農地パトロールの研修会もございますので、早速始めたいと思います。本日は議案が4件あります。それでは只今から第26回農業委員会を開会いたします。本日の議事録署名人ですが、14番 ○○○○ 委員、15番 ○○○○ 委員さん、よろしく申し上げます。議案審議に入っていきます。まず、議案第84号農地法第3条の許可申請について、3件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第84号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市○○○○番地 ○○ ○○。譲受人 東温市○○○○番地 ○○ ○○。土地は、○○○○○番、田、692㎡、○○○○○番、田、952㎡ 計2筆の1,644㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機です。労働力は、本人、妻、父の常時本人3人です。耕作面積は4,700.94㎡です。周辺農業経営への影響はとくにありません。農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

場所は地図の3ページをご覧ください。○○○沿いで○○○あたりを走っていると○○○という中華風の黄色い建物の老人施設があります。また○○神社がある手前の道路端の○○○番と○○○番です。○○さんと○○さんは親子です。○○さんは農地利用最適化推進委員を務められています。今回生前贈与ということらしいです。現に親子で農業をやっておりますので問題ないと思います。息子さんも新たに農業用倉庫を作られ、農業に力を入れられており前向きな親子ですので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。土地は、〇〇〇〇番 田 102㎡、〇〇〇〇番 田 38㎡の合計2筆で合計面積140㎡です。権利内容は売買です。作付作物は野菜です。なお〇〇さんは新規就農者となりますので別紙1をご覧ください。農地法3条第1項許可申請に係る要件確認としまして、農地法第3条第2項該当の有無を確認しています。第1号全部効率利用要件ですが確認結果としまして、〇〇さんは趣味で家庭菜園をしているうちに地域の方と知り合い農地を紹介していただいたようです。管理機は所有しているが主に人力で耕作されるようです。収穫物は自家消費とのこと。将来的には作物の種類を増やしていきたいとのこと。第2号農地所有適格法人要件ですが法人による取得ではありません。第3号該当なしです。第4号農作業常時従事要件ですが、本人と妻の常時2名で年間150日程度農業に従事する。第5号転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではございません。第6号地域との調和要件ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めを遵守するとともに、農業の維持と発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

○議長（会長）

この件につきましては、地元が〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は4ページになります。〇〇から〇〇へ向かうところで、高速道路と側道がありますが、側道の横に位置しております。140㎡と狭いですが〇〇さんの話によれば、高速道路の側道ができたときに購入したそうですが、ご高齢になり耕作できていませんでした。最近知り合いの〇〇さんに野菜作りのため貸していたようですが、売買の話がまとまりました。〇〇さんの知り合いで、野菜作りに前向きな方なので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇。譲受人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇。土地は、〇〇〇〇番 田 420㎡です。権利内容は売買です。作付作物は野菜です。〇〇さんは新規就農者ですので別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認について、8月18日に〇〇委員さんと〇〇推進委員さんと事務局にてヒアリングを行っています。農地法第3条第2項該当の有無を確認しております。第1号全部効率利用要件ですが確認結果としまして、〇〇さんは自衛隊員で自宅の横の農地を取得し自家消費を目的に季節野菜を耕作予定。農機具は実家が農家のため借りる予定とのことです。耕運機と草刈機はすでに自宅に保管されていました。定年後は農業を本格的に従事する予定で、規模拡大も視野に入れられています。譲渡人も高齢で後継者を探しており、両者の間で話がまとまり今回の申請に至りました。

第2号農地所有適格法人要件ですが、法人による取得ではございません。第3号も該当ありません。第4号農作業常時従事要件ですが、本人様と奥様の2人で年間150日程度従事されるとのことでした。第5号転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではございません。第6号地域との調和要件ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めを遵守するとともに、農業の維持と発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

○議長（会長）

この件につきましては、地元が〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は5ページになります。場所は〇〇〇〇の北側です。譲渡人の〇〇さんが〇〇の方で、〇〇地区ではこの田1枚のみです。〇〇まで耕作にはなかなか行けないので、以前は近くにある〇〇〇〇〇〇に貸していたようです。〇〇さんは自衛隊に勤められており、自宅の近くで奥さんと野菜を作りたいという話になり、〇〇さんも土地を手放したいという事になり売買の話がまとまったようです。〇〇さんの実家は西予市の〇〇の方で農業をされており、トラクターやコンバインもそろえて耕作されているようです。今回、耕運機と草刈機は実家から譲ってもらったようです。〇〇さんはまじめな方で、申請地の周りに農道があり草刈も積極的に行ってくれています。若くて体力もあり前向きな方ですので特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第85号農地法5条の許可申請について1件を議題といたします。案件について事務局より説明願います。

○事務局

議案第85号 農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。4番 貸付人 東温市〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。借受人 松山市〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇号 〇〇 〇〇。土地は、〇〇〇〇〇〇番、田、429㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外農地。転用目的は分家住宅です。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は6ページをご覧ください。地図の左端に〇〇〇保育所があります。その下に〇〇線が走っております。〇〇〇〇のガソリンスタンドから北へ入っていったところです。〇〇さんは〇〇さんの孫になります。〇〇さんはハウスみかんを作っています。〇〇さんも手伝いをしているようです。申請地の北側に〇〇〇〇さんの自宅があります。近くに住んでハウスみかんの栽培や米麦などの農業を手伝うということです。〇〇さんは80歳近くになり体力的にもしんどいため、お孫さんが分家住宅として近くに住み農業の手伝いをするという事だそうです。ご審議をよろしく願います。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。本日の議案審議については、4件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は令和7年10月10日となっております。以上で第26回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。